

平成29年6月9日  
四国地方整備局四国地方整備局建設業法令遵守推進本部における  
平成28年度活動状況及び平成29年度活動方針

四国地方整備局は、平成19年4月に四国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、建設業者の法令違反への対応を強化しています。

平成28年度活動状況及び平成29年度活動方針を決定しましたので、お知らせします。

## 1. 平成28年度活動状況

## (1) 建設業者に対する立入検査等の実施状況

立入検査、報告聴取等を行った業者数	<b>41社</b>	（前年度 47社）
うち立入検査を行った知事許可業者数	<b>11社</b>	（前年度 10社）

## (2) 監督処分・勧告の実施概要

・ 監督処分	なし	（なし）
・ 勧告	<b>5社</b>	（前年度 19社）
内容	法定期限を超過した支払い	4件
	契約書面不作成（変更契約含む）	3件 等

## (3) 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

駆け込みホットライン等に寄せられた電話等の件数 （法令違反等通報、その他相談・質問の件数を含む）	<b>30件</b>	（前年度 27件）
うち法令違反疑義通報の件数	<b>3件</b>	（前年度 2件）

## (4) 建設業者に対する講習会等の実施状況

当局主催のほか、各県との連携、各団体等の要請により実施した法令遵守講習会等	<b>開催28回、参加者約2800人</b> （前年度 25回 約3000人）
---------------------------------------	--

## (5) 社会保険未加入対策の推進

社会保険担当部局等の関係機関と連携し、以下を実施。

- ・ 国土省直轄工事において、発注部局等と連携した社会保険未加入業者への加入指導等
- ・ 講習会、ホームページ等による社会保険の下請指導ガイドライン、標準見積書の活用等を周知啓発
- ・ 四国ブロック社会保険未加入対策推進地方協議会を開催（平成28年6月、平成29年1月）
- ・ 建設業許可、経営事項審査、施工体制台帳等における未加入企業の確認及び指導
- ・ 社会保険未加入対策について、重点的な立入検査を新たに実施

## 2. 平成29年度活動方針 【詳細別紙のとおり】

建設業法令遵守本部の活動については、建設業の法令遵守、特に元請下請間の契約手続きの適正化において一定の成果を挙げているものの、駆け込みホットライン等には、依然として、契約関係に起因する紛争等の相談が寄せられるなど、不適切な契約手続き等を原因とするトラブルが多数発生している。そのため、建設業の取引適正化に向けた周知啓発、立入検査等による指導監督を通じて、建設業の法令遵守等の取組の充実を図る。また、建設業法令遵守ガイドラインに下請代金の支払手段についての項目が追加されたことから、その周知徹底に努める。

建設業における社会保険加入対策については、更なる加入徹底の取組を推進する。

(問合せ先)

四国地方整備局 建政部	
計画・建設産業課 課長	橋本 貴央
	建設専門官 尾形 優
(087)851-8061 (内線 6121・6144)	

# 平成29年度 四国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針

## 1. 建設業法令遵守の周知啓発

講習会、ホームページでの広報等を通じて、建設業法令遵守に係る以下の事項について周知啓発に努める。

- ・ 建設業法令遵守ガイドライン(平成29年3月に追加された下請代金の支払い手段についての項目を含む)
- ・ 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン
- ・ 法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用
- ・ 「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」
- ・ 消費税の円滑かつ適正な転嫁

## 2. 立入検査等

下請取引等実態調査の結果(特に不当なしわ寄せを受けたとする申告)や駆け込みホットライン等への通報等に基づき対象業者を優先的に選定し、立入検査等を実施する。

なお、書面による請負契約の締結徹底等、元請下請間の取引の適正化に関する項目のほか、次の事項を重点取組項目とする。

- ・ 社会保険の加入状況(下請企業への加入指導状況、標準見積書の活用状況や見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結、支払等の状況確認等を含む)
- ・ ダンピング受注に係る下請業者へのしわ寄せ
- ・ 法定期限を超過した支払い、合理的な理由のない請負代金の減額、未払い
- ・ 施工体制台帳の不作成・不備、帳簿等の記載・保存状況
- ・ 安全衛生経費の負担状況
- ・ 監理技術者、主任技術者の不設置、不専任
- ・ 一括下請負
- ・ 名ばかり営業所
- ・ 虚偽の経営事項審査申請

また、外国人建設就労者受入事業の受入建設企業における立入検査の実施については、本省との連携を密にししながら、適切に対応する。

## 3. 関係機関との連携

(1)「建設業取引適正化推進月間」等に係る取組を効果的に実施するため、関係機関(四国4県・関係省庁等)との連携を一層推進する。

- ・ 各種会議等を通じた法令遵守に関する認識共有
- ・ 建設業取引適正化推進月間における各県との合同立入検査(大臣許可業者及び知事許可業者)及び法令遵守講習会の実施

(2)警察部局との連携を密にし、協力して暴力団排除に努める。